

広報普及委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、広報普及委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 広報普及委員会は、本法人の広報及び普及活動を担当し、本法人の活動内容を内外に広く知らせ、円滑な法人運営を図るとともに、会員相互間の意志疎通及び情報交換の場を提供する。また、一般社会に対する研究成果の普及活動を通して地球惑星科学の発展に寄与する活動を支援する。

2 広報普及委員会は、第1項の活動に必要な事項について審議を行い、その結果を理事会に報告する。また、広報普及活動に関し、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べる。

(委員会の下に置く組織)

第3条 広報普及委員会のもとに、JGL編集小委員会およびパブリックセッション小委員会を置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の任期)

第5条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

附則

(1) 本規則は、この法人の設立の登記の日に遡って適用されるものとする。

(2) 平成29年9月29日理事会改正